

第1章 みんなを結ぶ“みらい”のまち
(都市基盤の整備)

第 1 節 計画的な土地利用の推進

現況と課題

本市は、自然環境と都市環境が共存するまちです。市内には小貝川、鬼怒川という二大川が流れ、小貝川沿いの低地部は広大な水田地帯となっています。また、東部や西部は丘陵地で、畑地や低地林が広がっていますが、住宅団地や工業地域、ゴルフ場なども造成され、都市機能の強化も図られています。

平成 23 年 1 月時点での土地利用状況は、地目別に見ると市域全体（79.14 km²）のうち、農地が約 51%（40.49 km²）、山林が約 5%（4.24 km²）で、宅地は、約 12%（9.78 km²）となっています。

一方、法律的な位置付けから見ると、本市は、首都圏整備法による近郊整備地帯となっており、本市の全域がつくばみらい都市計画区域として指定され、このうち 7.73 km²が市街化区域に、残る 71.41 km²が市街化調整区域に指定されています。市街化区域については、都市的な機能を有した計画的な土地利用を推進し、市街化調整区域については自然環境の保全等を図りながら、時代のニーズや地域の状況にあわせた柔軟で適正な土地利用を進めていく必要があります。

また、本市は東京都心から 40 km 圏内という立地から、常磐自動車道谷和原インターチェンジ（以下、IC と表示）の開設や常総ニュータウン絹の台地区の開発などさまざまな広域的プロジェクトが進められてきました。現在では、みらい平駅周辺地区において、平成 24 年度事業完了を目前に土地区画整理事業が進んでいます。戸建て及び共同住宅などの建設が進み、地区内人口も増加しているほか、みらい平駅周辺や地区を横断する県道周辺には商業施設が来店し、誘致施設用地においても企業の流通部門が進出しています。今後は、引き続き地籍調査（国土調査）を進め正確な土地のデータの整備を図り、自然環境と都市環境のバランスのとれた計画的な土地利用を誘導するとともに、常磐自動車道谷和原 IC やつくばエクスプレスみらい平駅といった広域的交通要衝のもたらす利便性を十分活用した、周辺都市にも劣らない魅力あるまちづくりが求められています。

表一 地目別土地利用面積

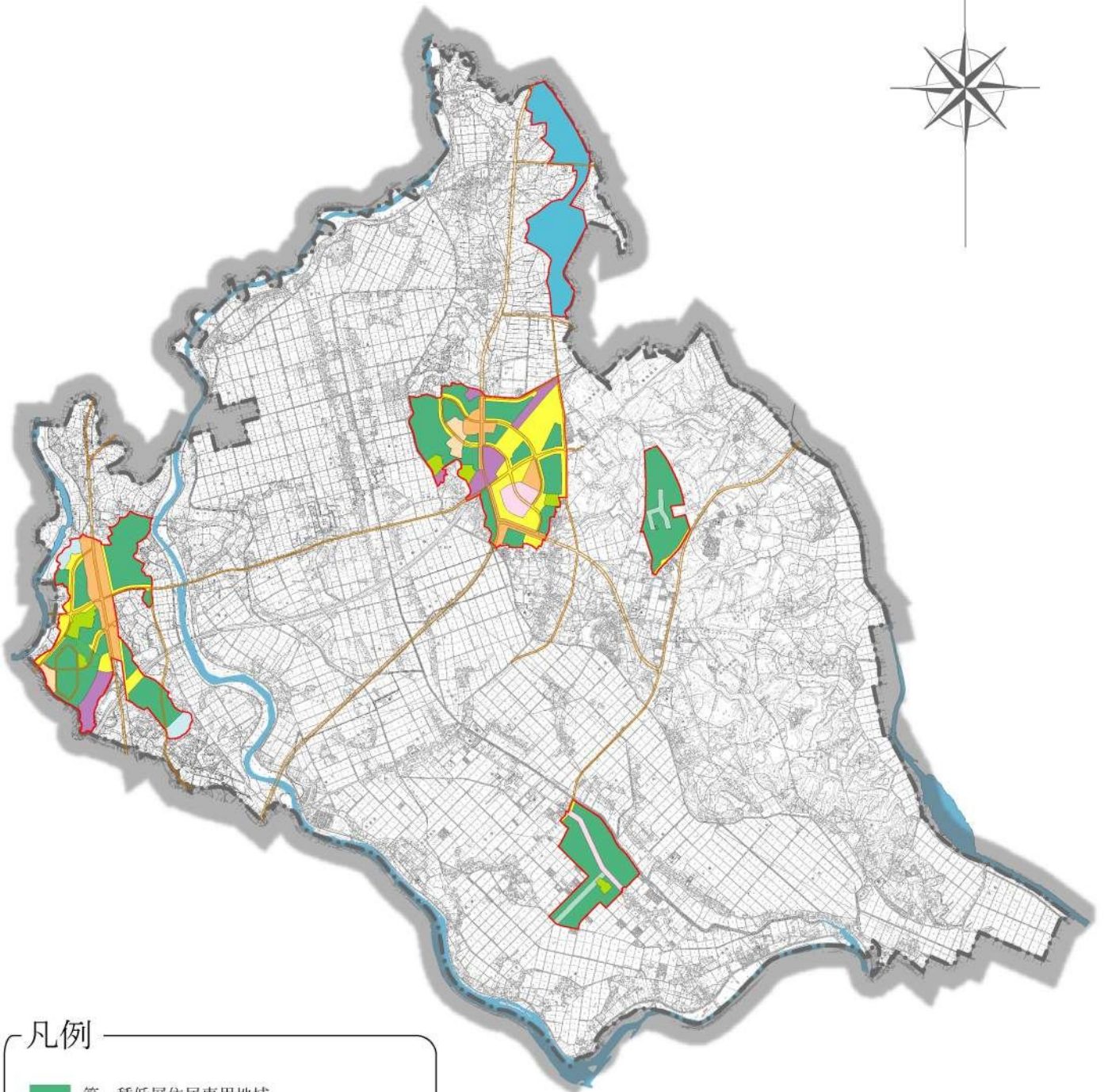
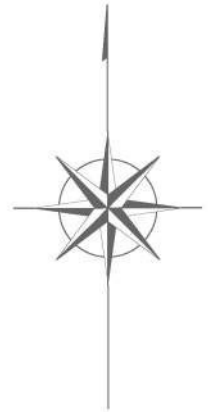
（単位：千 m²）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
田	27,413	27,399	27,375	27,311	27,303	27,270
畑	13,529	13,479	13,458	13,345	13,269	13,223
宅地	9,050	9,233	9,405	9,495	9,585	9,777
山林	4,423	4,386	4,336	4,256	4,248	4,241
原野	479	465	425	416	403	374
雑種地	4,957	5,029	5,083	5,310	5,461	5,423
その他	19,289	19,149	19,058	19,007	18,871	18,832
総面積	79,140	79,140	79,140	79,140	79,140	79,140

資料：税務課

※各年 1 月 1 日現在の面積を集計

用途地域図



凡例

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 都市計画道路 |
|  | 第二種低層住居専用地域 |  | 市街化区域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 河川 |
|  | 第一種住居地域 |  | 市町村界 |
|  | 第二種住居地域 | | |
|  | 準住居地域 | | |
|  | 近隣商業地域 | | |
|  | 準工業地域 | | |
|  | 工業地域 | | |
|  | 工業専用地域 | | |

平成 23 年 12 月現在

基本方針

- 自然環境と都市環境の調和を基本とし、低炭素^{*}都市づくりも考慮した適切な土地利用を目指し、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。
- 多様な制度、手法を活用し、横断的で柔軟な体制によるまちづくりを推進します。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
みらい平地区人口	6,800人	12,000人	地区内人口の増加を目標とします。
昼夜間人口比	86.6% (平成17年度)	86.6%	市内における昼間の通勤・通学人口の維持を目標とします。
地籍調査の調査完了率	7.4%	14.3%	計画的に着実な進行を図るため、地籍調査事業第6次10ヵ年策定計画に基づいた調査実施を目標とします。
地区計画の見直し	—	2地区	計画的な土地利用を図るため、新たな地区計画の決定や見直しを進めていくことを目標とします。

施策の方向

項	目
適切な土地利用の誘導	都市構造の構築
	地籍調査の実施
計画的な市街地の整備	活力あるまちづくりの推進

施策の内容

【適切な土地利用の誘導】

■都市構造の構築

- まちづくりに当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本とした適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を推進します。
- 都市計画マスタープランに基づき、社会経済情勢や国、県、周辺自治体などの動きとの関わりの中で、計画的かつ総合的な土地利用を段階的に推進します。
- 市街地の整備については、「交流拠点」であるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区、また、「地域拠点」である谷井田地区及び伊奈東地区のまちづくりを推進します。
- 良好な住環境整備や企業立地を促進するため、地区計画制度をはじめとした都市計画制度等を積極的に活用し、計画的な土地利用を図ります。また、地域の要望や周辺の土地利用の状況を勘案しながら、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、柔軟な変更・見直しを行いつつ、適正な土地利用を推進します。
- つくばエクスプレス沿線都市のイメージアップと付加価値の向上を目的として、沿線自治体と連携しながら、「低炭素^{*}都市づくり」に関する具体的取り組みについて、地域の実情を勘案しながら、具体的事業を検討し、推進します。

※低炭素・・・温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出を抑えること。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる「低炭素社会」を目指す取り組みが活発化している。

■地籍調査の実施

- みらい平駅を中心とした周辺の開発事業に伴う土地取引の増加や、市の都市計画に対応し、土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査事業を進めます。
- 土地所有者の理解と協力を得るため、PR活動を充実するとともに、市の他事業との相互協力をいっそう強化します。

【計画的な市街地の整備】

■活力あるまちづくりの推進

- 地方分権社会に対応し、地域の実情を考慮したまちづくりを進めるため、本市で活用すべき国・県等の各種制度を積極的に活用します。
- 都市づくりの先導的な役割を果たすような特定の取り組みや緊急に対応すべき事業については、適宜プロジェクトチームを編成し、横断的で柔軟な体制を確立します。
- 拠点整備や都市施設整備においては、PFI事業や指定管理者制度など民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業の推進を図ります。

第2節 道路の整備

現況と課題

本市の道路体系は、西部に国道 294 号、北部に国道 354 号、ほぼ中央には常磐自動車が整備され、14 本の県道が市内を走っています。そのほか、現在、つくばエクスプレスと並行して埼玉県三郷市からつくば市までをつなぐ都市軸道路の整備などが進められている状況です。

広域的な道路体系の充実、本市の活力を向上する上でも非常に重要なものです。そのため、国道や県道の整備促進について、近隣市と調整を図りながら関係機関への要望活動を行うなど、今後も積極的な取り組みを進めていく必要があります。特に都市軸道路は、茨城県内においては既に守谷市から当市成瀬地区まで開通していますが、平成 25 年度にはみらい平駅周辺地区まで開通する予定です。今後は、つくば市及び埼玉県三郷市の外郭環状道路まで4車線での早期完成が望まれています。

市内の生活道路等については、歩道と車道の区分のない道路や狭い道路が多いことに加え、主要道路の交通渋滞を避けるための抜け道として利用されることなども多く、危険が生じている状況です。そのため、道路改良等を実施することにより、これらを改善していくことが求められています。また、みらい平駅周辺地区などにおける新設道路においては、人と車の安全な通行を確保するため、交通安全施設の整備を進める必要があります。さらに、新設道路の供用に伴い市が管理する道路施設が増加しており、街路樹の剪定や除草作業等の維持管理に係るコストが増加傾向にあります。これらのことを踏まえながら、本市では、広域的な道路体系を充実させるとともに、子どもや高齢者をはじめすべての方に安全な道路、環境や防災に配慮した道路など、多様な機能を十分に発揮させる道路づくりに取り組んでいく必要があります。

表一 都市計画道路一覧

路線番号	路線名称	計画幅員 (m)	計画延長 (m)
3 2 1	小張・南太田線	30	2,550
3 2 2	弥藤次線	30	630
3 3 3	高岡・谷井田線	25	5,690
3 3 4	間ノ原・弥藤次線	25	990
3 4 5	新田浦・出山線	18	670
3 4 6	小島新田・小張線	18	3,960
3 4 7	間ノ原線	16	420
3 2 8	守谷・伊奈・谷和原線	30	1,640
3 3 9	筒戸・細代線	25	3,800
3 5 10	細代線	12	730
3 4 11	大山・茶畑線	18	1,740
3 4 12	玉台橋・西櫛戸線	16	6,220
3 4 13	守谷・小絹線	16	2,660
3 4 14	小絹停車場・大谷津線	16	1,220
3 4 15	小絹・筒戸線	16	1,530
3 2 16	東櫛戸・台線	30	5,580
3 2 17	東櫛戸線	30	370
3 2 18	田村・東櫛戸線	20	1,610
3 4 19	田村・西櫛戸線	16	550
3 4 20	合ノ内・原山線	20	1,010
3 2 21	守谷・伊奈・谷和原線	30	3,090
3 3 22	南・中原線	27	880
3 4 23	台線	16	1,010
3 4 24	中原線	18	680

※東櫛戸字細久保及び小張字弥藤次地内に駅前広場を設ける。

※小絹字下宿地内に駅前交通広場を設ける。

資料：都市計画課（平成 23 年 1 月現在）

基本方針

○広域や地域間交流を推進するため、総合的な道路体系の充実に向けて、引き続き関係機関への要望活動を行います。

○市民生活に密着した生活道路については、安全性とともに快適性を高めるなど、人に優しい道路としての維持、整備を推進します。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
合併特例債事業となっている「(仮称)豊体横町下宿線」・「東櫛戸台線」整備事業の進捗よく率	35.4%	100%	事業進捗状況の把握を行いながら、事業完了を目標とします。
合併特例債事業となっている市道整備事業の進捗よく率	9.5%	100%	事業進捗状況の把握を行いながら、事業完了を目標とします

施策の方向

項	目
広域交通道路網の整備促進	国・県道等の整備促進
市内生活道路等の整備	市道等の整備
	魅力ある道路環境の整備
	適切な道路の維持管理

施策の内容

【広域交通道路網の整備促進】

■国・県道等の整備促進

- 常磐自動車道と直結し、成田や横浜方面へつながる首都圏中央連絡自動車道の早期建設・供用について、県やその他の市町村と協力し、国等への要望活動を引き続き実施します。
- 高速道路の利便性を高めるため、常磐自動車道の谷和原ICから谷田部IC間にスマートICの設置を検討します。
- 近隣市との交流を効果的に進めるため、広域幹線道路や地域幹線道路の整備について、近隣市との調整を図りながら、県に対して要望を行います。
- みらい平駅を中心とした広域的な道路体系の構築に向け、都市軸道路の整備促進について、県をはじめとした関係機関に働きかけを行います。

【市内生活道路等の整備】

■市道等の整備

- 広域幹線道路や地域幹線道路の整備を促進するとともに、集落間交通の渋滞緩和と、集落内交通の混雑解消を図るため、「つくばみらい市道路体系整備計画」に基づき、市内幹線道路及び集落内道路など道路網の整備を行います。
- 道路交通を円滑化させるため、交差点の改良整備に努めるほか、安全・安心な道路交通環境に向けて、歩道の設置など歩行空間を確保します。

■魅力ある道路環境の整備

- 道路の快適性を高め、地域住民のふれあい空間としての活用を図るため、沿道の緑化と定期清掃を推進します。
- 人と車の安全な通行を確保するため、街路灯、防護柵、道路標識や反射鏡などの交通安全施設の整備を進め、安全な道路づくりを推進します。
- 歩道のバリアフリー化を図り、段差解消や点字ブロックを配置するなど、高齢者や障がいのある人に配慮した、人に優しい道路づくりを推進します。

■適切な道路の維持管理

- 定期的なパトロールの実施とともに、破損箇所等の早期発見、早期補修など、道路の適切な維持管理に努めます。また、橋梁等に関しても、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理に努めます。
- 道路台帳の統合システム化に伴い、道路管理上の基礎的事項（区域・構造・占用物件等）の情報のみならず、道路境界資料等をシステムに反映させるなど、さらに有効な管理活用を推進します。
- 市民生活に密着した身近な道路については、地域の魅力を高めるため、市民が主体となって行う清掃等の維持管理を促進します。

第3節 公共交通の整備

現況と課題

平成 17 年8月のつくばエクスプレスの開業により、関東鉄道常総線及びJR常磐線に加え、新たな鉄道交通が整備され、鉄道による市民の移動性は格段に向上することとなりました。開業6年目で、つくばエクスプレスの利用客は1日平均 28.3 万人となり、みらい平駅の乗降客数も定住人口の伸びと比例し、1日平均約 3,100 人と順調に伸びています。

しかし、路線バスの運行路線は一部地域に限られているため公共交通空白地域が多く、結果として市内の自家用車保有率が高い状況です。そのため、本市では、移動手段として自家用車の利用が大半を占め、通勤時などに交通渋滞となっている地域もあります。

また、みらい平駅周辺地区における居住者の増加や高齢化社会の到来により、交通弱者といわれる高齢者の増加が予想されるなど、市内の公共交通ニーズに変化が生じてきています。

このため、つくばエクスプレスや関東鉄道常総線と、路線バス、タクシー、コミュニティバスなど、各種公共交通の連携による、地域全体を考えた、持続可能性が高く誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを形成し、住みよいまちづくりの推進を図る必要があります。

さらに、沿線の自治体と連携し、つくばエクスプレスの東京駅への延伸や快速電車の停車など利便性向上のための要望活動を行う必要があります。

基本方針

- 住みよいまちづくりに向けて、広域的な視点に基づきながら、市内全体の公共交通体系の構築に努めます。
- 市民の交流と市内移動の円滑化に向け、コミュニティバスの運行等により、公共交通の充実を図ります。
- 鉄道駅へのアクセス性を向上させ、つくばエクスプレスや関東鉄道常総線利用者の利便性向上に努めるほか、鉄道沿線地域のイメージアップを図ります。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
公共交通機関に対する市民満足度	—	50%以上	公共交通に対する意識調査における市民の公共交通に関する満足度の向上を目標とします。
コミュニティバス等利用者数（1月当り）	3,400 人/月	3,700 人/月	市民に利用されるコミュニティバス等として、利用者数の確保を図ることを目標とします。

施策の方向

項	目
公共交通体系の構築	広域公共交通の充実
交通空白地域対策	公共交通システムの再編
	路線バスの運行促進

施策の内容

【公共交通体系の構築】

■広域公共交通の充実

- ・ 住みよいまちづくりを推進するため、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー、さらには自家用車や自転車なども含めた、より利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。
- ・ 公共交通を充実させるため、広域的な視点のもと、つくばエクスプレスや路線バス、さらには近隣市で実施するコミュニティバスなどとの連携について検討を進めます。

【交通空白地域対策】

■公共交通システムの再編

- ・ 交通空白地域に住む交通弱者（車を持たない高齢者や児童等）等の買物や通院等の移動手段を確保するため、市内の公共交通体系を勘案しながら、より多くの市民が利用できる公共交通システムを構築します。

■路線バスの運行促進

- ・ 市民の交通手段を確保するため、路線バス事業者に対し、既存路線の維持を要請するとともに、採算性の向上を図るため、関係機関と連携した利用促進方策の検討や利用状況に応じた運行見直しなど、利用者の需要に応じた路線編成となるよう働きかけます。
- ・ 長期的視点に立ち、鉄道とバスの機能分担と連携によるバスネットワークの形成に取り組みます。

【鉄道利用の充実】

■鉄道の利便性向上

- ・ 「交流拠点」であるみらい平駅・小絹駅周辺地区は、鉄道駅につながる路線バスやコミュニティバスなど公共交通機関を充実させることなどにより、駅利用の利便性の向上を図ります。
- ・ つくばエクスプレスの利便性向上を図るため、関係自治体と連携して、鉄道事業者等に対し、増便・増結・快速電車のみらい平駅への停車や東京駅への延伸についての要望活動を実施します。
- ・ つくばエクスプレスや関東鉄道常総線の利用拡大及び沿線地域のイメージ向上を図るため、関係自治体と連携して、効果的な広報活動等を展開します。
- ・ みらい平駅・小絹駅周辺については、パーク&バスライド、サイクル&ライドなど公共交通の利用を促す諸施策と連携しながら、駐車需要に応じた駐車場・駐輪場の整備や有効活用方策を検討し、市民生活の利便性向上を図ります。

第4節 交流拠点・地域拠点の整備

現況と課題

本市では、交流拠点として、みらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区の市街地を、また、地域拠点として、谷井田地区及び伊奈東地区の市街地を位置付けています。

みらい平駅周辺地区を中心とした土地区画整理事業については、平成 24 年度の事業完了に向けて都市計画道路、区画道路、上下水道、造成工事等の更なる整備促進を図っていますが、上下水道、道路等のインフラ整備に比べ、行政窓口や地域の集会施設、小・中学校等の公共施設整備などが課題となっています。また、住宅市場は社会情勢、経済状況など複合的要因により影響を受けることから、つくばエクスプレス沿線開発が進む他都市との競合が避けられない本市では、定住化を促進するため、多面的な見地から需要を喚起していくことが重要です。

小絹駅周辺市街地については、絹の台等の住宅地が整備されているほか、常磐自動車道谷和原 IC や国道 294 号があるなど交通の要所となっています。しかし、隣接する守谷市と比較すると商業施設が少ないなどの課題もあります。また、国道 294 号線及び常総ふれあい道路が整備されているものの、朝夕の交通渋滞が激しく、狭あいな既存市街地内道路が抜け道となっているため、良好な住環境づくりにおいて、それらへの対策が必要です。

一方、地域拠点となっている谷井田地区及び伊奈東地区は、市街化区域に指定されていますが、まちの開発から時間が経過しており、閉店する店舗等も増え、活力が低下している状況です。交流拠点と連絡する道路を整備することなどにより利便性を高め、これらの地区の活力を取り戻すための取り組みが必要となっています。

今後も、交流拠点と地域拠点のそれぞれの役割を認識しながら、道路の整備や都市的機能の整備を図りつつ、地域の発展に寄与する効果的なまちづくりを進めることが重要です。

図一伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業



資料：特定事業推進課

基本方針

- 交流拠点となるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区について、広域道路ネットワークの構築などにより、良好な市街地の形成を図ります。
- 地域拠点となる谷井田地区及び伊奈東地区について、交流拠点との連絡網の整備を促進するとともに、良好な住環境の整備や商業系の立地誘導を図ります。
- 交流拠点と地域拠点の連携により、相乗効果を生み、地域全体の活力向上につながるまちづくりを進めます。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
合併特別債事業となっている「地区幹線3号」の事業進捗率	7.7%	100%	事業進捗状況の把握を行いながら、事業完了を目標とします。
都市計画道路「守谷・小絹線」の整備進捗率	28.4%	100%	事業進捗状況の把握を行いながら、事業完了を目標とします。

施策の方向

項	目
交流拠点の整備	みらい平駅周辺市街地の整備
	小絹駅周辺市街地の整備
地域拠点の整備	住宅系市街地の整備
拠点間の連携と波及	交流拠点と地域拠点の連携
	整備効果の地域全体への波及

施策の内容

【交流拠点の整備】

■みらい平駅周辺市街地の整備

- ・交流拠点として、居住機能を中心に業務・商業機能を併せ持つ魅力ある複合市街地の形成を目指します。
- ・土地区画整理事業の推進を図りながら、使用収益開始された土地が順次、有効に土地利用されるために、本地区内外の情報を収集し、定住化の推進に係る施策へ反映させていきます。
- ・都市軸道路の一部である都市計画道路東櫛戸・台線の整備を促進し、みらい平駅周辺地区と近隣地区との連携が図れる広域交通道路網を実現し、都市機能の円滑化による地域振興を図ります。

■小絹駅周辺市街地の整備

- ・交流拠点として、まちの成熟化を進め、より良好な市街地の形成に向けて都市機能の充実を図ります。
- ・小絹駅周辺地区と守谷市守谷駅周辺地区とを結び、都市計画道路守谷・小絹線の整備を推進します

【地域拠点の整備】

■住宅系市街地の整備

- ・谷井田地区・伊奈東地区の市街地は、地域拠点として、ともに良好な住環境の整備を促進します。また、地域住民の生活基盤となる商業系の立地誘導を図ります。
- ・道路の整備に当たっては、歩行者の安全を確保するため、歩道の設置を図ります。また、既成市街地において歩道の設置が困難な箇所については、歩道空間の確保など、歩行者に配慮した改善を図ります。

【拠点間の連携と波及】

■交流拠点と地域拠点の連携

- ・交流拠点であるみらい平駅周辺地区及び小絹駅周辺地区との連絡道路となる、広域幹線道路や地域幹線道路の整備を促進します。
- ・交流拠点と各地域拠点を結ぶ公共交通の充実を図り、鉄道駅と連携した公共交通網の充実による日常生活の利便性の向上を図ります。
- ・地域全体の発展を支える交流拠点、周辺地域の市民の交流を育む地域拠点、それぞれの持つ機能を補完しあいながら発展させていくため、都市機能の充実に努めます。

■整備効果の地域全体への波及

- ・拠点の持つ高度な都市機能を、市全体の中で享受できるように、交流拠点・地域拠点へのアクセス性の向上を図りながら、既存集落に住む地域住民の利便性を向上を図るため、住みよい環境として充実を図ります。
- ・交流及び地域拠点と周辺集落との利便性を高める公共交通システムを構築し、日常生活の利便性の向上を図ります。

第5節 河川等の整備

現況と課題

本市には、一級河川に指定された河川として、鬼怒川、小貝川、西谷田川、高岡川、中通川、谷口川及び真木川があります。これらの河川は、治水対策だけでなく農業用水にも利用され、水害防止や環境を保全する上から、計画的な改修及び整備が進められています。しかし、依然として大雨によるたん水被害が生じている地区があり、市内に降った雨水の排水機能、流域の面積に耐えうる河川の改修整備が遅れている状況です。

また、急速な都市化の進展に伴う河川を取り巻く著しい環境の変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いており、安全で快適な都市づくりを進めていくためには、河川の整備を積極的に進めていくことが求められています。

小貝川については、昭和61年8月の台風10号による大雨により危険な状況となったため、河川災害復旧事業等により堤防のかさ上げ工事が実施され堤防の強化が図られましたが、大雨による出水時には、周辺の河川等への影響も含め十分に警戒する必要があります。

また、中通川についても、茨城県が事業主体として河川改修工事が実施されていますが、流下能力が低く、小貝川への排水能力も十分でないため、台風や集中豪雨の際に、周辺に被害を及ぼしている状況であり、早期の改修完了が望まれています。

本市では、今後も引き続き、防災機能の強化やみらい平駅周辺地区の雨水の受皿として、計画的な河川の改修・整備を促進するとともに、水辺環境に配慮した安全で親しみやすい河川環境の保全・活用を図っていく必要があります。

基本方針

- 市内の各河川について、浸水被害の防止・解消など、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。
- 水辺空間の保全に配慮した各種河川整備や河川美化・浄化の推進など、河川環境の保全・活用を進めます。

指標名	実績値 (H23年度)	目標値 (H29年度)	指標の考え方
河川改修事業促進 要望回数	3回	3回	期成同盟会での要望（1回/年）を毎年行い、継続的な要望活動の実施を目標とします。

施策の方向

項	目
河川・水路等の整備促進	河川の保全・整備
	水路等の維持管理
河川環境の保全・活用	河川美化・浄化の推進

施策の内容

【河川・水路等の整備促進】

■河川の保全・整備

- ・市内を流れる一級河川について、国・県等関係機関と十分な調整を図りながら、防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。

■水路等の維持管理

- ・浸水被害の防止・解消を図るため、浸水の危険性がある河川や排水路について、緊急性等を勘案しつつ、計画的に整備を進めます。
- ・河川管理施設の機能を常に最大限に発揮できるよう、必要に応じて関係施設の点検及び整備に努めます。

【河川環境の保全・活用】

■河川美化・浄化の推進

- ・市民に、河川と生活との関係を正しく認識してもらい、河川美化・浄化意識の高揚を図るため、清掃活動（クリーン作戦）等の実施を継続します。

第6節 情報通信基盤の整備

現況と課題

近年の情報通信技術の飛躍的な進歩は、インターネットに代表される高度情報化社会の到来をもたらし、社会のさまざまな分野に多大の影響を与えています。

我が国の情報通信インフラは、国際的な比較においても世界最高水準に達しているとされています。近年約 10 年の間で、インターネット接続のブロードバンド（高速・大容量通信）化が拡大し、携帯電話からのインターネット利用も一般化しています。また、音声や動画の配信サービス、さらにブログ、SNSなど利用者参加型のコミュニティサービスなどの新たな情報通信技術を活用したサービスも急速に普及し、市民生活に情報通信技術が深く浸透してきています。

今後は情報通信インフラについても重要なライフラインの一つとして、市内全域における光ファイバー網の整備を図るとともに、市民誰もが情報化による利便性を享受でき、利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した利用基盤の整備・充実や、防災や見守りなど安全安心なまちづくりにおけるツールとしての活用を図っていく必要があります。

しかし一方で、情報通信サービスを安全安心に活用するためには、情報モラルや情報活用能力、セキュリティ対策の徹底といった解決すべき課題が多くあります。

基本方針

○光ファイバー網の市内全域の整備を目標に、地域の活力をはぐくむ情報基盤の充実に取り組むとともに、地域情報化の推進に努めます。

○行政内部の情報通信技術環境の充実や情報セキュリティ対策の構築を図り、情報環境の整備を進めます。

指標名	実績値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)	指標の考え方
光ファイバー世帯カバー率	90.3%	100%	未整備地区ゼロを目標とします。

施策の方向

項	目
情報環境の整備	地域情報化の推進
	電子自治体の推進

施策の内容

【情報環境の整備】

■地域情報化の推進

- 高度情報通信ネットワーク社会の構築を図るため、通信事業者や電気事業者に対し、情報インフラとしての光ファイバー網の整備を積極的に働きかけます。
- 多様化する市民のニーズに対応し、通信基盤の最適な整備を、技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら事業者との連携のもとに推進します。

■電子自治体の推進

- 行政事務の効率化のために構築した行政情報ネットワークを十分に活用することにより、情報の共有化・事務の円滑化に努めます。
- 市民への情報の迅速化や利用しやすさの向上を図るため、ホームページの更なる充実や、情報提供方法を検討します。
- 市民サービス向上のため、「電子自治体」の基盤として、国内全市町村を結ぶ住民基本台帳ネットワークの運用や、各種情報提供などの電子的行政サービスの充実を図ります。
- 自治体クラウド化を目標に県や他市町村共同によるシステム開発、管理運営手法について研究し、開発コストの削減や事務の効率化を図ります。
- 各種研修の充実など、職員一人ひとりの情報処理能力を高めるための人材育成を図ります。
- 情報セキュリティポリシーに基づき、本市の保有する情報資産の管理における安全性を確保します。また、電子自治体の構築に当たっては、システムの冗長化等により安定したサービスの提供を確保するとともに、個人情報等の漏えい防止策を講じます。